

○金融庁告示第三十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年
内閣府、総務省、法務省、
厚生労働省、農林水産省、
国土交通省、環境省、
経済産業省、
令第
一号）及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百四十九条の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等に関する告示（平成十五年金融庁告示第十一号）等の一部を次のように改正し、同法の施行の日（令和元年十二月十六日）から適用する。

令和元年十二月十三日

金融庁長官 遠藤 俊英

（電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部改正）

第一条 電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一条 内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第二条 規則第四条第一項に基づき、同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的文字読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

「項を削る。」

「項を削る。」

改正前

「条を加える。」

第一条 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第一項に基づき、同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的文字読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

2 規則第三条第一項の申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

3 申請等を行う者が、規則第三条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。

「条を削る。」

第三条 規則第四条第二項第三号に規定する電子証明書は、政府認証基盤

(複数の認証局によって構成される認証基盤であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。)におけるブリッジ認証局(政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。)と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの(同項第一号及び第二号に規定するものを除く。)とする。

第二条 規則第三条第二項に規定する書面等は、次に掲げる書面等とする。

- 一 登記簿の謄本又は抄本、住民票の写し、印鑑証明書その他行政機関等が発行する書面等
 - 二 前号に掲げるもののほか行政機関等が指定する書面等
- 2 次の各号に掲げる手続に係る規則第三条第二項に規定する期間は、当該各号に掲げる期間とする。
- 一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する申請 申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間
 - 二 行政手続法第二条第七号に規定する届出 届出を行った日から三月を経過する日までの期間

第三条 規則第三条第三項第三号に規定する電子証明書は、政府認証基盤

(複数の認証局(ISO/IEC(国際標準化機構/国際電気標準会議。以下単に「ISO/IEC」という。)九五九四―八(二〇〇一年版)の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。)によって構成される認証基盤(ISO/IEC九五九四―八(二〇〇一年版)の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。)であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。)におけるブリッジ認証局(政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証(ISO/IEC九五九四―八(二〇〇一年版)の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。)を行うことができるものをいう。)と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの(同項第一号及び第

「条を削る。」

「条を削る。」

第四条 規則第九条第三項に規定する場合は、処分通知等を保存する目的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であつて、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録される場合とする。

二号に規定するものを除く。）とする。

第四条 申請等を行う者が、規則第三条第四項の規定に基づき書面等以外の有体物を提出するときは、当該書面等以外の有体物に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

第五条 規則第五条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出る方法は、処分通知等を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用して当該処分通知等を受けることを希望する旨を、あらかじめ規則第三条第一項に規定する方法によって行政機関等に届けることにより行うものとする。

2 処分通知等を受ける者が処分通知等その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となった時から二十四時間以内に記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うものとする。

第六条 規則第五条第五項に規定する場合は、処分通知等を保存する目的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であつて、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録される場合とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。



(内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部改正)

第二条 内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示(平成十六年金融庁告示第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後

第一条 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等は内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に基づく手続等とし、同条に規定する公益法人の設立又は監督に関する手続等は金融庁の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する共管申請等に係る手続等とする。

第二条 規則第四条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

第三条 規則第五条第二項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項を入力するときは、光学的文字読取装置を用いて当該書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

〔項を削る。〕

改正前

第一条 関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等は内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に基づく手続等とし、同条に規定する公益法人の設立又は監督に関する手続等は金融庁の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する共管申請等に係る手続等とする。

第二条 規則第四条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

第三条 規則第四条第二項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項を入力するときは、光学的文字読取装置を用いて当該書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

2|| 申請等を行う者が、前項の規定により、登記簿の謄本又は抄本、住民票の写し、印鑑証明書その他行政機関等が発行する書面等、又は行政機関等が指定する書面等に記載されている事項の入力を行うときは、行政機関等は、次の各号に掲げる申請等の区分に応じ、当該各号に

「項を削る。」

「条を削る。」

定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する申請 申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間

二 行政手続法第二条第七号に規定する届出 届出を行った日から三ヶ月を経過する日までの期間

3|| 申請等を行う者が、規則第四条第二項の規定により、書面等又は電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するときは、当該書面等又は電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に行わなければならない。

第四條 行政機関等は、規則第五条第一項の規定により、電子情報処理組織による申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者が、あらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 行政機関等は、規則第五条第二項の規定により、処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用して当該処分通知等を受けることを希望する旨を、あらかじめ規則第四条第一項の方法によって行政機関等に届け出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録することが可能となった時から二十四時間以内に記録しない場合その他行政機

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	
	<p>関等が必要と認める場合は、書面等により当該処分通知等を行うものとする。</p>

（金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び
情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部改正）

第三条 金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類
及び情報通信の技術を利用する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第二号）の一部を次のように改
正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第二条 府令第三百四十九条に規定する情報通信の技術を利用する方法であつて金融庁長官が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 前条第一号から第三号までに掲げる書類 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号） 第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法</p> <p>二 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第二条 「同上」</p> <p>一 前条第一号から第三号までに掲げる書類 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号） 第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法</p> <p>二 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。